「心理実習」に求められる学びのあり方について(3)

― 「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」報告書をもとに―

岩山 孝幸

I. 問題・背景

心理専門職初の国家資格である「公認心理師」の養成課程が開始され2023年度で6年目を迎える。公認心理師法附則第5条に「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められており、さらに公認心理師法案に関する附帯決議にも「附則第5条の規定による施行後5年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。」と定められていることからも、法施行後5年を経過した現状を踏まえた見直し、いわゆる「5年後の見直し」が今後行われることとなっている。

実際、厚生労働省(2022)より附則第5条に対応する方針として、「公認心理師や保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に対し、公認心理師の活動状況及び関係者との連携についてヒアリングを実施。ヒアリング内容としては、連携を含む公認心理師の活用事例、公認心理師の配置による利点、養成や制度に関する意見、今後期待すること等を想定する。」と示されているように、見直しに必要なヒアリングが行われ2023年2月頃にその内容が公開される予定である。

制度の見直しにあたってはヒアリングだけでな く、厚生労働省障害者総合福祉推進事業として公 認心理師の活動や養成課程における実習の実態調査も複数行われている(Table 1)。

公認心理師の養成に関する見直しを行う上では、これらの実態調査の中でも特に「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」(一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟,2022;以下、「実習に関する調査」)が参考になる。大学院課程における臨床心理士養成と比べ、学部課程における公認心理師養成は始まったばかりであり、大学院における学びへと繋がる重要な位置づけ(波多野,2019;宮崎,2019)とされながらも、知見が限られていた「心理実習」の全国的な実態調査が行われた意義は大きい。

これまで試みてきた「心理実習」に求められる 学びのあり方に関する論考では、このような全国 調査の公開前であったことから、公認心理師カリ キュラム等検討会(2017)の議事録や資料を参考 に、学習目標として定められた「心理実習」に含 められる事項(Table 2)が決められた議論のプロ セス(岩山, 2021)や、隣接諸領域の国家資格に おける養成教育を参考に連携教育の重要性や共生 社会の担い手の養成機能(岩山, 2022)を指摘す るに留まっていた。

したがって、本研究では「実習に関する調査」で明らかとされた課題と提言をもとに、これまでの論考と合わせながら学部課程における「心理実習」のあり方をさらに検討していくことを目的とする。なお、同調査は資料を除いても232ページ

Table 1 公認心理師の活動および実習に関する実態調査

公開年月	調査名	実施者	概要		
2020年	公認心理師の養成や資質向上に	国立研究開発法人	全国の医療機関を対象とした施設単位の活動およ		
3月	向けた実習に関する調査	国立精神・神経医療研究センター	び実習の受け入れ状況の調査		
2021年	公認心理師の活動状況等に関す	一般社団法人	各分野における配置状況、就業形態、業務内容、		
3月	る調査	日本公認心理師協会	実習指導の業務等に関する初の全数調査		
2022年	公認心理師の養成に向けた各分	一般社団法人	各分野で望まれる活動・技能、養成課程における		
3月	野の実習に関する調査	日本公認心理師養成機関連盟	実習の実態および課題の調査		

Table 2 「心理実習」の内容に含まれる事項

- 1. 実習生は、(※) に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は教員による指導を受ける。 具体的な施設についてはP19「法第7条第1号及び第2号に規定する大学及び大学院における必要な科目のうち実習を行う施設の候補」のとおり。ただし、経過措置として当分の間は、医療機関(病院又は診療所)での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う。
- 2. 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※) に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。
- (※)(ア)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
 - (イ) 多職種連携及び地域連携
 - (ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

(公認心理師カリキュラム等検討会, 2017, p.16)

の大部であり、大学院課程の調査結果も含まれて いることから、学部課程の養成に関わる結果のみ 抜粋して参照する。

Ⅱ.「心理実習」の課題および提言について

「実習に関する調査」では、各大学における「心理実習」の開設年次や定員数などの基本情報だけでなく、実習施設数や実習形態、実習時間などの概要、実習の評価方法に渡るまで包括的な調査が行われている。この結果を踏まえて報告書では以下の通り大きく3つの課題が抽出されている。

- 1. 初任者に求められている知識と技能の共通基盤を確実に備えた公認心理師の養成
- 2. 安定した実習を供給できるシステムづくり
- 3. 実習の指導・評価の標準化

このうち、「初任者に求められている知識と技能の共通基盤を確実に備えた公認心理師の養成」では「心理実習」の内容に含まれる事項について、

「**[国への要望**] 要支援者等に関するコミュニケーションの知識の獲得を、心理実習の「含まれる事項」に明示すること

公認心理師の業にとっては、要支援者等と初めて接触し、関係作りを始める段階から、要支援者等の訴えを聞き取り、支援すべき内容を特定する段階、さらに要支援者等に対する助言、指導、その他の心理的な援助を行う段階に至るまで、要支援者等に関するコミュニケーションの知識は必須

である。今回の調査結果では、大学課程良階での 実習では、まず倫理やマナーについての学びが求 められていたが、それにとどまらず、要支援者等 に関するコミュニケーションの知識についての学 びも強く期待されていることが明らかとなった。 そのために、国には、心理実習(大学課程)に含 まれる事項(「公認心理師法第7条第1号及び第 2号に規定する公認心理師となるために必要な科 目の確認について」)に、「心理に関する支援を要 する者等に関するコミュニケーションの知識」を 含めることを望む。」(一般社団法人日本公認心理 師養成機関連盟, 2022, p.230; 強調筆者)

と、見直しに関わる直接的な提言がなされている。この提言の根拠として、「実習での修得が期待される知識・技能及び態度」 $^{\mathbf{D}}$ の項目の集計結果が挙げられている (Figure 1)。

結果を見ると、「心理実習」に含まれる事項 (Table 2) に相当する「心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ」、「多職種連携及び地域連携」、「公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解」に関しては、「あてはまる」との回答が7割前後、「まあまああてはまる」と合わせると9割以上であった。しかし、同時に「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」も同様の割合で高かったことから、「心理実習」に含まれる事項には該当していない「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」を含めるように提言されていることが分かる。

このように、「公認心理師カリキュラム等検討

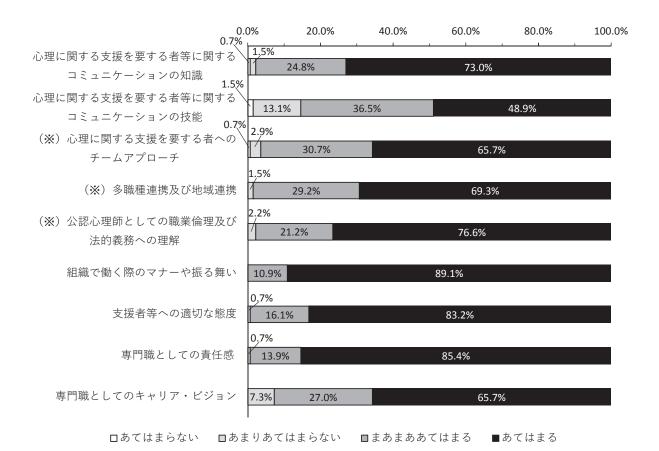


Figure 1 実習での修得が期待される知識・技能および態度 (n=137) (一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟, 2022, pp.27-29, 表27-1, 2, を元に一部抜粋して作成)

会」における議論を経て定められた学習目標である「心理実習」に含まれる事項に新たな項目を追加することが提言されており、実習の実態調査を踏まえた見直しのための重要な提言の1つと言える。ただし、「心理実習」に含まれる事項が決められた議論のプロセス(岩山, 2021)と矛盾する提言であるだけでなく、「実習に関する調査」の他の調査結果から見える実習施設の実態に即していない提言であると思われる。したがって、以下では「公認心理師カリキュラム等検討会」の議論プロセスや「実習に関する調査」の他の調査結果と照らし合わせながらこの提言の問題点を明らかにしていくこととする。

Ⅲ.「心理実習」に関する提言の問題点

そもそも「心理実習」に関しては先の論考(岩山, 2021)で明らかにした通り、大学院課程の「心理実践実習」の単なる前段階として議論が始めら

れた経緯がある。実際、現行の「心理実習」に含まれる事項 (Table 2) が決められる直前まで、大学院課程の「心理実践実習」に含まれる事項 (Table 3) にある「心理に関する支援を要する者やその関係者に関する以下の知識及び技能の修得 (1) 心理検査、(2) 心理面接、(3) 地域支援等」²⁾ および「心理に関する支援を要する者やその関係者の理解とニーズの把握及び支援計画の作成」が残されていた経緯がある。

しかしながら、先の論考(岩山, 2021) における引用の繰り返しになるが、

田﨑構成員「…特に司法・法務・警察、産業・労働です。果たして、実態として産業・労働の領域に心理職の指導者の要件を満たす人が本当にいるのか懸念されます。」(公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム,2017a, p.15;強調筆者)

Table 3 たたき台修正版「心理実習」に含まれる事項

- 1. 実習生は、(※) に掲げる事項について、<u>保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業・労働の5つの</u> 分野の施設において、見学等による実習を行いながら、実習施設の指導者による指導を受けるものとする。
- 2. 実習を担当する教員は、巡回指導等を通して、(※) に掲げる事項について基本的な水準の修得を目標とし、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。
- (※) (ア) 心理に関する支援を要する者やその関係者に関する以下の知識及び技能の修得 (1) 心理検査、(2) 心理面接、(3) 地域支援等
 - (イ) 心理に関する支援を要する者やその関係者の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
 - (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたのチームアプローチ
 - (エ) 多職種連携及び地域連携
 - (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

(公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム, 2017b, p.5を元に作成)

Table 4 実習形態および実習施設の分類

分類	定義				
見学・講義・体験型実習	見学や実習施設での講義・模擬体験等からなるもの (要支援者への支援が含まれないもの)				
支援実践型実習	要支援者への支援を行うもの (その一部でオリエンテーションとして見学や実習施設での講義・模擬体験等が行われるものを含む)				
学内実習施設	大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室				

(一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟, 2022, p.3を元に作成)

宮脇構成員「…大学の実習先での(ア)とか(イ) というのは、大学生の実習のレベルで心理検査を したり、心理面接をしたり、地域支援をしたり、 あるいは支援計画を作成するというのは、かなり 実情に合いにくいというか、…協力してくれる機 関をなかなかそれを見つけ出せないですよね。」 (公認心理師カリキュラム等検討会ワーキング チーム、2017a、pp.16-17;強調筆者)

という議論の流れを受けて、実習施設の実情に合わせ「心理に関する支援を要する者等」に関する事項が外された結果、現行の事項(Table 2)となったプロセスがある。今回追加が提言された「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」はこの議論と矛盾するとも考えられるが、「心理に関する支援を要する者等」に関する実習が可能となったことを反映しての提言であろうか。しかしながら、実習の実態に関する調査結果を参照すると、必ずしも実態を反映した提言とは言えないと思われる。

Ⅳ. 実習の実態に関する調査結果

「実習に関する調査」では実習形態および実習施設について以下の通り分類されている(Table 4)。この分類では、「心理に関する支援を要する者等」に関する支援が含まない場合「見学・講義・体験型実習」、含まれる場合は「支援実践型実習」に該当するため、この比率を見ることで「心理に関する支援を要する者等」に関わる事項を「心理実習」に含まれる事項に追加する妥当性の検証が可能となる。

実際の調査結果から「実習形態」を分野別に見ると、「心理に関する支援を要する者等」に関する支援が含まれる「支援実践型実習」の割合は高くても福祉および教育分野の約3割に留まり、保健医療分野では約1割、司法・犯罪分野および産業・労働分野では1割にも満たないことが分かる(Table 5)。

この結果を見る限り、今回提言された「心理に 関する支援を要する者等に関するコミュニケー ションの知識」を含めることは実習形態の実情に

	見学・講義			・体験型実習		支援実践型実習			7 0 114		
		短時間		長時間		単回		複数回・継続		その他	
		機関数	(%)	機関数	(%)	機関数	(%)	機関数	(%)	機関数	(%)
保健医療分野											
医療機関	135	74	(54.8)	71	(52.6)	11	(8.1)	16	(11.9)	2	(1.5)
保健機関	29	15	(51.7)	10	(34.5)	2	(6.9)	3	(10.3)	4	(13.8)
福祉分野	126	70	(55.6)	55	(43.7)	13	(10.3)	36	(28.6)	3	(2.4)
教育分野	120	69	(57.5)	47	(39.2)	6	(5.0)	38	(31.7)	3	(2.5)
司法・犯罪分野	106	88	(83.0)	22	(20.8)	1	(0.9)			3	(2.8)
産業・労働分野	73	57	(78.1)	21	(28.8)	1	(1.4)	2	(2.7)	1	(1.4)

Table 5 「心理実習」の分野別実習形態

(一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟, 2022, p.21, 表20を一部改変)

即していない。ただし、提言で言及されていたのは「…コミュニケーションの知識」であって技能ではないため、「見学・講義・体験型実習」であっても修得すること自体は可能である。さらに、「実習での修得が期待される知識・技能及び態度」は養成機関側が回答したもので、実習施設において学んで欲しいと期待する内容が反映されたものである。したがって、実習施設側の調査結果も参照する必要がある。

「実習に関する調査」において「見学・講義・体験型実習」の実習内容に関する調査結果(Table 6)を参照すると、短時間型、長時間型のいずれにおいても「施設の特徴」「要支援者の特徴」が約9割、「公認心理師業務の全体像」が約7割となっている一方で、「[要支援者に対する心理援助]」および「[要支援者の関係者に対する心理援助]」は関する内容は長時間型において高いものでも3割程度に留まっていることから、「見学・講義・体験型実習」では実習施設や利用者、業務の全体像に関する理解が主な学習内容となっていることが分かる。

次に「支援実践型実習」の実習内容に関する調査結果 (Table 7) を参照すると、単回および複数回・継続のいずれにおいても「施設の特徴」「要支援者の特徴」が約9割、「公認心理師業務の全体像」が約6~7割と「見学・講義・体験型実習」と同様に高かった。一方で、「心理に関する支援を要する者等」に関する内容は3~5割と内容に

よっては「見学・講義・体験型実習」よりも高い ものもあった。具体的には、「「要支援者に対する 心理援助」集団療法」(単回:39.5%、複数回・継 続:45.6%)、「「要支援者に対する心理援助」模擬 体験」(複数回・継続:50.9%) などが挙げられる。

以上の実習内容の調査結果からも、「見学・講 義・体験型実習」が7~9割を占める「心理実習」 では「心理に関する支援を要する者」に関する内 容を扱うことが難しいことから、「心理に関する支 援を要する者等に関するコミュニケーションの知 識」に関する内容であっても、「支援実践型実習」 を通じた学習が求められることがうかがえる。し かしながら、「実習に関する調査」で行われてい る養成機関における実習指導者対象のヒアリング では、「見学・講義・体験型実習 (短時間型)」に おいて「心理職のスタッフが少ないので、実習指 導で半日つぶれるのは負担でもある(総合病院)」 (p.161)、「見学実習は集団での受け入れが可能で あるが、集団で子どもに会ってもらうのは難しい (児童心理治療施設)」(p.162) という声もあり、 人数が多くなりがちな大学課程の「心理実習」で は、施設側のキャパシティの問題により「支援実 践型実習 | を行いにくいことがうかがえる。

また、修得が期待される知識・技能および態度の結果を見ても、「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」に関して、あてはまる」との回答が養成機関側 (Figure 1)では73.0%であったのに対して、実習施設側

注1)「見学・講義・体験型実習」の「短時間」は概ね4時間以下の実習、「長時間」は概ね4時間以上の実習を指す。

注2) パーセンテージの分母は、実習生1人あたりの当該分野・機関実習施設数で、「見学・講義・体験型実習」「支援実践型実習」のいずれかを1施設以上と回答した機関数(実習計画時点)。

Table 6 「心理実習」における「見学・講義・体験型実習」の実習内容

		短時間型 n=176		長時間型 n=161	
	施設数	(%)	施設数	(%)	
施設の特徴	171	(97.2)	156	(96.9)	
要支援者等の特徴	154	(87.5)	151	(93.8)	
公認心理師業務の全体像	121	(68.8)	107	(66.5)	
[要支援者のアセスメント]					
模擬体験	30	(17.0)	46	(28.6)	
心理検査	40	(22.7)	50	(31.1)	
心理検査以外	29	(16.5)	66	(41.0)	
[要支援者に対する心理援助]					
模擬体験	27	(15.3)	47	(29.2)	
心理教育	37	(21.0)	50	(31.1)	
個人面接	36	(20.5)	42	(26.1)	
集団療法	27	(15.3)	48	(29.8	
アウトリーチ	5	(2.8)	16	(9.9	
[要支援者の関係者に対する心理援助]					
模擬体験	11	(6.3)	17	(10.6	
家族等	16	(9.1)	33	(20.5	
遺族等	2	(1.1)	4	(2.5)	
勤務組織内でのコンサルテーション	22	(12.5)	36	(22.4	
勤務組織外へのコンサルテーション	13	(7.4)	15	(9.3	
[心の健康教育・情報提供]					
模擬体験	13	(7.4)	15	(9.3	
勤務組織内スタッフ対象	6	(3.4)	10	(6.2	
勤務組織外機関・施設等対象	5	(2.8)	6	(3.7)	
コミュニティ対象	3	(1.7)	5	(3.1	
ケース会議やケース共有のためのミーティング・資料作成	24	(13.6)	45	(28.0	
心理支援に係るマネジメント・コーディネーション等	24	(13.6)	29	(18.0	
組織運営や地域連携に係る各種会議や連絡会	12	(6.8)	28	(17.4	
心理支援に係る施策・事業での活動・働きかけ	22	(12.5)	27	(16.8)	
その他	10	(5.7)	7	(4.3	

⁽一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟, 2022, pp.97-98, 表85-3, pp.101-102, 表86-3を元に作成)

(Figure 2~5) では「見学・講義・体験型実習 (短時間型)」では41.5%、「見学・講義・体験型 実習 (長時間型)」でも59.6%と開きが見られる。一方で、「支援実践型実習(単回)」では67.4%、「支援実践型実習(複数回・継続)」では68.4%と「支援実践型実習」になると養成機関と実習施設の期待度の開きがなくなってくる。

以上のことからも、「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」を 「心理実習」に含まれる事項に追加することには 慎重になる必要があるのではないか。

V. 「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」が意味するもの

ただし、「実習に関する調査」においては、実 習施設側も「心理実習」に含まれる事項の必要度 として、既存の事項を超えて「心理に関する支援 を要する者等に関するコミュニケーションの知 識」の必要度を最も高く認識(83.6%)しており、 大学課程の「心理実習」から「心理に関する支援

注)パーセンテージの分母は、受け入れ校数で、当該形態での受け入れを1校以上と回答した施設数(実習計画時点)

Table 7 「心理実習」における「支援実践型実習」の実習内容

	•	単回 n = 43		複数回・継続 n=114	
	施設数	(%)	施設数	(%)	
施設の特徴	41	(95.3)	109	(95.6)	
要支援者等の特徴	38	(88.4)	108	(94.7)	
公認心理師業務の全体像	26	(60.5)	76	(66.7)	
[要支援者のアセスメント]					
模擬体験	14	(32.6)	52	(45.6)	
心理検査	16	(37.2)	46	(40.4)	
心理検査以外	16	(37.2)	49	(43.0)	
[要支援者に対する心理援助]					
模擬体験	13	(30.2)	58	(50.9)	
心理教育	15	(34.9)	41	(36.0)	
個人面接	13	(30.2)	32	(28.1)	
集団療法	17	(39.5)	52	(45.6)	
アウトリーチ	5	(11.6)	20	(17.5)	
[要支援者の関係者に対する心理援助]					
模擬体験	6	(14.0)	21	(18.4)	
家族等	5	(11.6)	18	(15.8)	
遺族等	1	(2.3)	1	(0.9)	
勤務組織内でのコンサルテーション	7	(16.3)	23	(20.2)	
勤務組織外へのコンサルテーション	3	(7.0)	4	(3.5)	
[心の健康教育・情報提供]					
模擬体験	7	(16.3)	20	(17.5)	
勤務組織内スタッフ対象	7	(16.3)	13	(11.4)	
勤務組織外機関・施設等対象	3	(7.0)	4	(3.5)	
コミュニティ対象	1	(2.3)	6	(5.3)	
ケース会議やケース共有のためのミーティング・資料作成	14	(32.6)	45	(39.5)	
心理支援に係るマネジメント・コーディネーション等	7	(16.3)	23	(20.2)	
組織運営や地域連携に係る各種会議や連絡会	6	(14.0)	20	(17.5)	
心理支援に係る施策・事業での活動・働きかけ	9	(20.9)	16	(14.0)	
その他	1	(2.3)	8	(7.0)	

⁽一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟, 2022, pp.105-106, 表87-3, p.109, 表88-3を元に作成)

身に着けて欲しいと考えていることがうかがえる。 ここで、実習施設側が「心理実習」で受け入れ る実習生のレディネスとして期待する事項(「実 習に関する調査」,pp.95-96)を参照すると、「コ ミュニケーション力」「一般常識を備えているこ と」「患者や職員に対する礼節」「基本的な挨拶や

を要する者等」と接する上での基本となる知識を

服装」「社会人としての基本・報連相・一般常識・マナー等」「適切な対人関係が築ける素地」 「対人援助職としての基本ができていること」な ど、心理に関する支援を要する者と実際に関わる上での最低限の「コミュニケーションの知識・技能」を備えていることを求めていることが分かる。これは、実習施設側の修得が期待される知識・技能および態度の結果 (Figure 2~5) において、「組織で働く際のマナーや振る舞い」「支援者等への適切な態度」「専門職としての責任感」が「心理に関する支援を要する者等に関するコミュニケーションの知識」よりも高値となっていたことにも表れている。

注)パーセンテージの分母は、受け入れ校数で、当該形態での受け入れを1校以上と回答した施設数(実習計画時点)

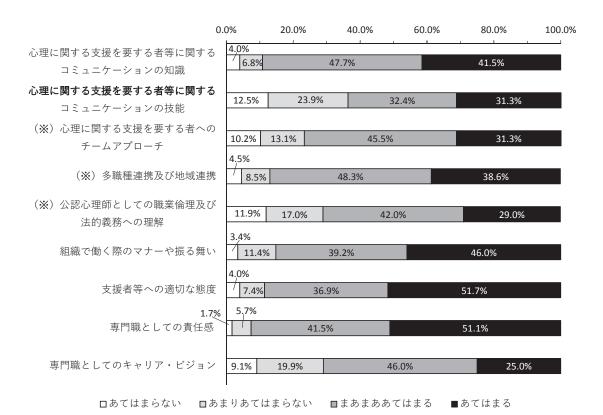


Figure 2 「見学・講義・体験型実習」(短時間型)での修得が期待される知識・技能および態度 (n=176) (一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟, 2022, pp.98-100, 表85-4,5を元に一部抜粋して作成)

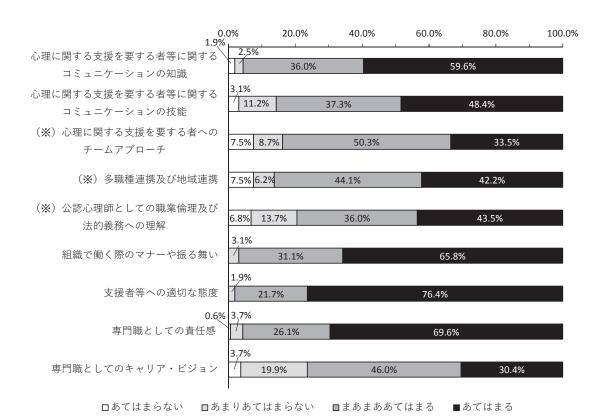


Figure 3 「見学・講義・体験型実習」(長時間型) での修得が期待される知識・技能および態度 (n=161) (一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟, 2022, pp.102-104, 表86-4, 5 を元に一部抜粋して作成)

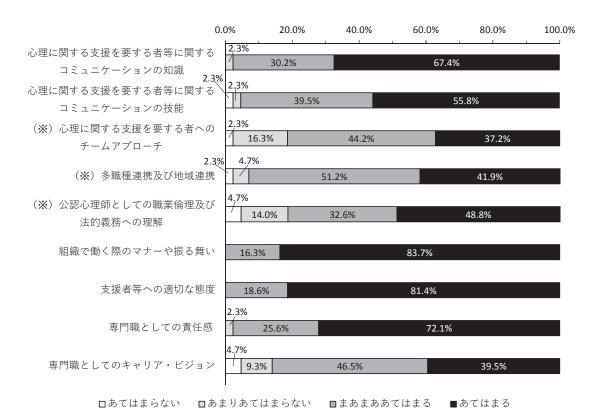


Figure 4 支援実践型実習」(単回)での修得が期待される知識・技能および態度 (n=43) 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟、2022、pp.106-108、表87-4、5を元に一部抜粋して作成)

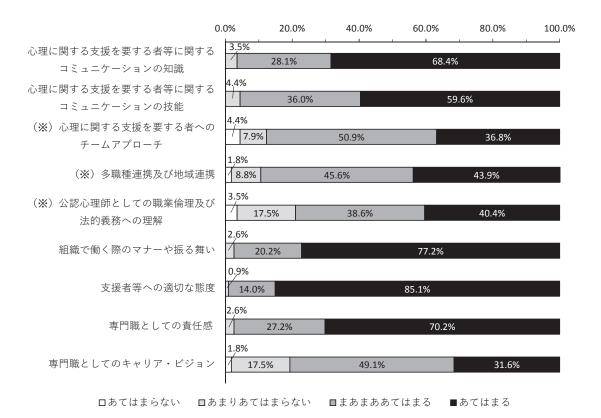


Figure 5 「支援実践型実習」(複数回・継続)での修得が期待される知識・技能および態度 (n=114) (一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟,2022,pp.110-112,表88-4,5を元に一部抜粋して作成)

以上のことから、今回の「実習に関する調査」 における「心理に関する支援を要する者等に関す るコミュニケーションの知識」には、「心理に関 する支援を要する者等」に関わる上で前提となる 対人関係全般に関わる常識やマナーなどの態度の 要素もオーバーラップしていると解釈する方が妥 当である。なお、実習現場の実態をより反映して いるヒアリング調査のまとめでは、「支援や連携 など全ての基盤にある「コミュニケーション」の 知識・技能・態度は、実習に臨む以前の大学課程 段階からどのように養成していくかの工夫が必要 である(実習、演習以外の科目や機会も含めて)。」 と提言されている。このような対人関係全般に関 する基本的な態度も含む学習内容の追加を目指す よりも、対人関係全般に関する基本的な態度のよ うな非特異的な要素に対して、「心理に関する支 援を要する者等に関するコミュニケーションの知 識」および技能が何を指すのかを明確にし、「心 理実習」の前段階としての「心理演習」や「公認 心理師の職責」などのカリキュラムにおいて、体 系的に学習できる指針を示していくことが求めら れるのではないだろうか。

本研究では「実習に関する調査」のうち「心理 実習」の課題とその提言として挙げられていた 「心理に関する支援を要する者等に関するコミュ ニケーションの知識」についてしか言及できな かった。今後も、それ以外の調査結果も参考にし て「心理実習」の授業運営を向上するための知見 を得ていく予定である。

註

- 1)報告書上の表記は「実習での修得が期待され る態度」と記載され、知識・技能が抜けてい る。
- 2) 現行の「心理実践実習」に含められる事項には、(1) コミュニケーションが追加されている。
- 3)「実習に関する調査」では「要支援者」と略記されている。

引用文献

波田野茂幸 (2019). 放送大学における公認心理 師養成に向けた「心理実習」の検討 放送大 学研究年報, 37, 31-43.

- 一般社団法人日本公認心理師協会(2021). 厚生 労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業 「公認心理師の活動状況等に関する調査」報 告書 一般社団法人日本公認心理師協会 Retrieved December 12, 2022, from https:// www.jacpp.or.jp/document/pdf/00-all-FY2020_ mhlw shogaifukushi research final.pdf
- 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 (2022). 厚生労働省令和3年度障害者総合福 祉推進事業「公認心理師の養成に向けた各分 野の実習に関する調査」報告書 一般社団法 人日本公認心理師養成機関連盟 Retrieved December 12, 2022, from https://kouyouren.jp/ wp-content/uploads/2022/05/Report20210401R. pdf
- 岩山孝幸(2021).「心理実習」に求められる学びのあり方について一公認心理師カリキュラム等検討会・ワーキングチームの議論をもとに一昭和女子大学生活心理研究所紀要,23,115-122.
- 岩山孝幸(2022).「心理実習」に求められる学び のあり方について(2) ―ケア関連専門職の養 成教育のあり方を参考にして― 昭和女子大 学生活心理研究所紀要, 24, 127-134.
- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター(2020). 厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」報告書 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター Retrieved December 12, 2022, from https://www.ncnp.go.jp/hospital/news/docs/ec328acccf3db1be68e791f3c9d8c562e710d37e.pdf
- 公認心理師カリキュラム等検討会(2017). 公認 心理師カリキュラム等検討会報告書 厚生労 働省 Retrieved December 13, 2022, from https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfuku shibu-Kikakuka/0000169346.pdf
- 公認心理師カリキュラム等検討会 (2017a). 第5 回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキン グチーム議事録 厚生労働省 Retrieved December 13, 2022, from https://www.mhlw.go.jp/

- file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo kushougaihokenfukushibu-Kikakuka/ 0000160682.pdf
- 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム (2017b). 第5回公認心理師カリキュラム 等検討会ワーキングチーム資料4 Retrieved December 16, 2022, from https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengo kyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000148539.pdf
- 厚生労働省 (2022). 公認心理師法附則第5条の 対応について Retrieved December 12, 2022,

- from https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000939259.pdf
- 宮崎 明 (2019). 「心理演習」と「実習」科目の 関係について 一般社団法人日本公認心理師 養成機関連盟(編)公認心理師養成の実習ガ イド (pp.38-49) 日本評論社
- 文部科学省・厚生労働省 (2017). 公認心理師法 第7条第1号及び第2号に規定する公認心理 師となるために必要な科目の確認について Retrieved December 13, 2022, from https:// www.mhlw.go.jp/content/000712061.pdf

いわやま たかゆき (昭和女子大学人間社会学部心理学科)